

7. 災害時における交通マネジメント

7. 災害時における交通マネジメント

- 近年の激甚化・頻発化する災害に対し、発災後速やかに円滑な交通を確保するため、平時から交通マネジメントの構築が必要。
- 徳島県地域防災計画(令和3年12月修正)に徳島地区渋滞対策協議会の活用を位置づけ、発災後直ちに被災状況を踏まえた交通マネジメントを実施する体制を構築。

◆徳島県地域防災計画(抜粋)

8 交通マネジメント

- (1)「徳島地区渋滞対策協議会(以下、「協議会」という。)」は、災害時における渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う。
- (2)県は、市町村からの要請、又は自らが必要と認めた場合には、四国地方整備局徳島河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。
- (3)協議会において、協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、協議会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4)協議会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。
※交通需要マネジメント:自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組。
※交通システムマネジメント:道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組。

◆想定される渋滞対策例

- ハード対策の実施
 - ・緊急交差点改良(右左折レーンの設置・延伸等)
- ソフト対策の実施
 - ・迂回誘導等
- 公共交通との連携
 - ・バス、災害時BRT等
- 住民への情報提供
 - ・公共交通情報の提供、通行規制情報の提供等
- 広報活動
 - ・公共交通機関利用や迂回促進チラシの公表・周知等
⇒各機関が持っている情報提供の手段を把握しておく。

◆各機関保有のデータ活用例

- 各機関保有データを共有・分析し、渋滞対策のPDCAに活用
 - ・自動車交通量の分析
⇒トラカン、モバトラ、CCTV、人手
 - ・公共交通運行実績の分析
⇒車載GPSデータ、公共交通利用者数等
 - ・旅行速度の分析
⇒ETC2.0プローブ情報

7. 災害時における交通マネジメント (参考) 能登半島地震 (石川県 災害時交通マネジメント)

- 能登半島地震(令和6年1月1日)では、石川県内の多くの道路で道路崩落等による通行止めの交通規制が発生した。
- 通行可能道路へ交通が集中し、交通混雑が発生するため、緊急車両の通行を優先させる取り組みが必要であった。
- 能越自動車道やのと里山海道等の主な幹線道路を対象とした応急復旧を進めることで、のと里山海道(徳田大津IC⇒横田IC)では、緊急車両等のみ一方通行で通行可能とする交通規制を行い、円滑な物資の輸送等を行う交通マネジメント施策を実施した。

【交通マネジメント施策事例:緊急車両の通行ルート確保を目的とした一方通行規制】

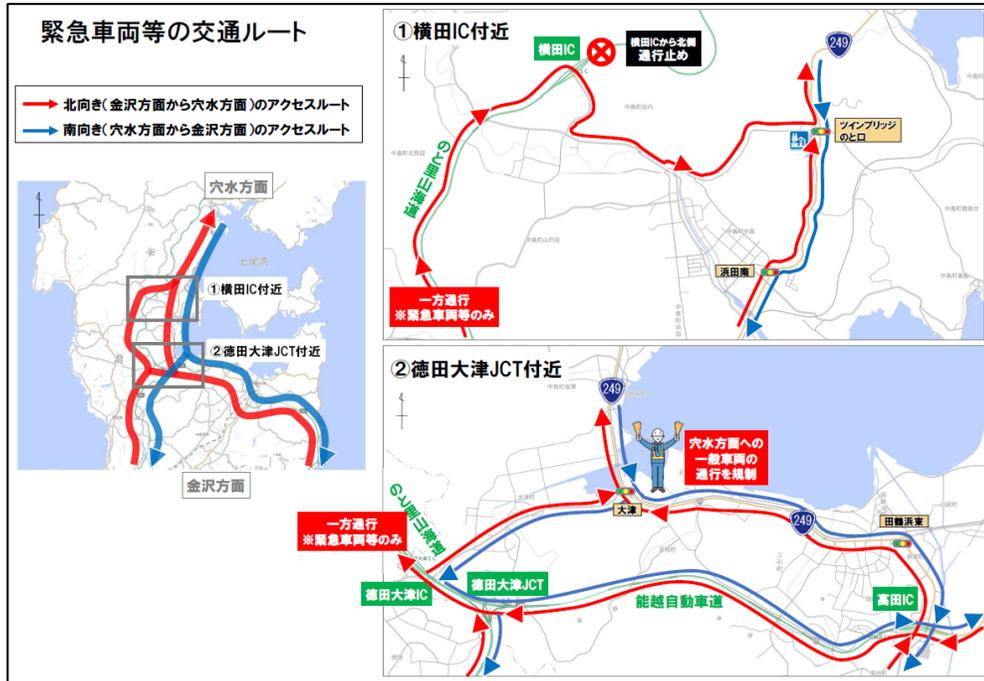
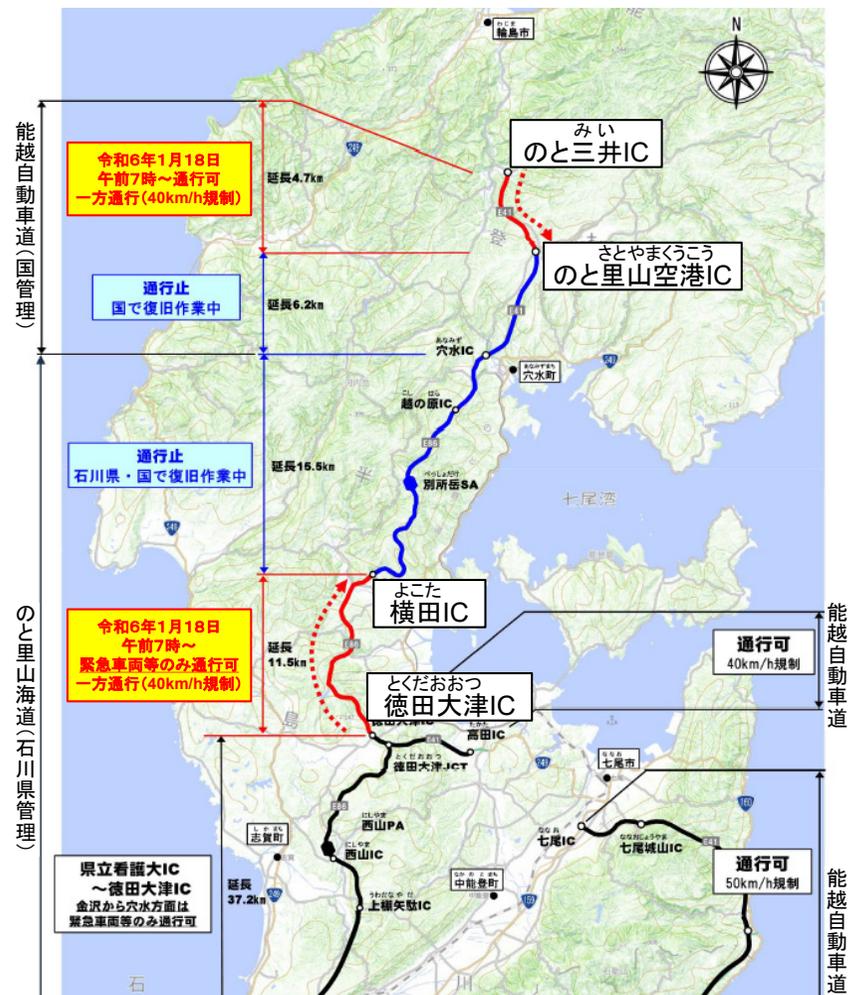


写真: 道路の被災状況と対応(石川県)